

第6期王寺町障害福祉計画

【概要版】

令和3年度～令和5年度

令和3年3月
王 寺 町

計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

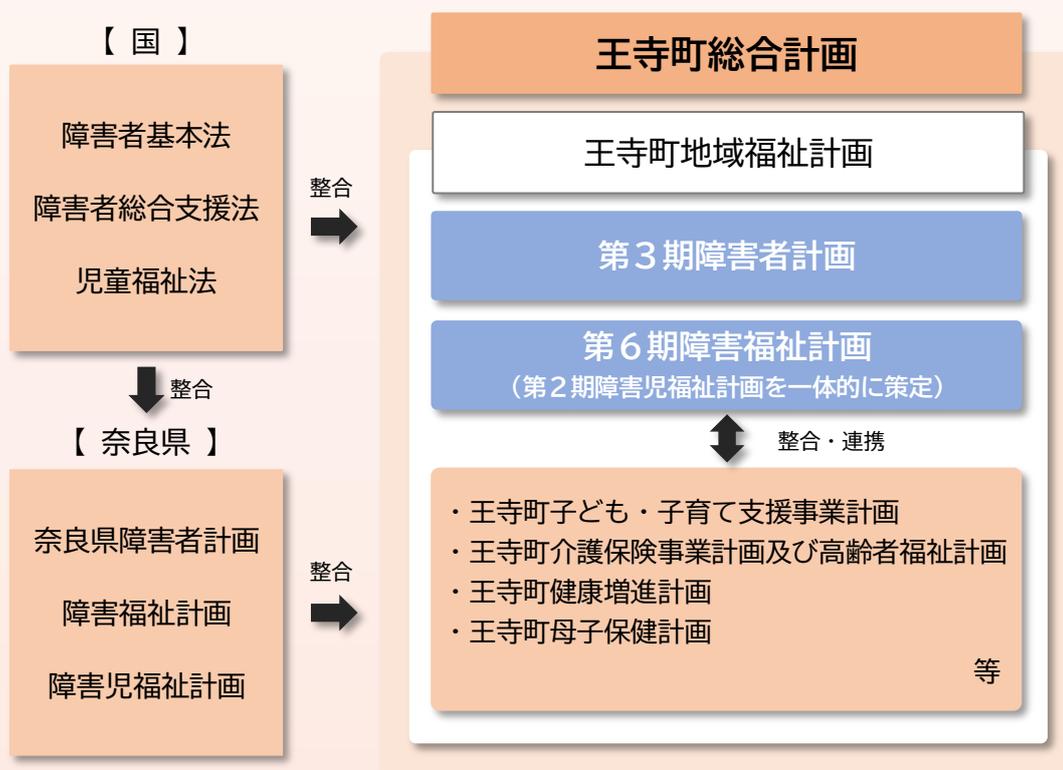
国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、「第5期王寺町障害福祉計画（第1期王寺町障害児福祉計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第6期障害福祉計画を策定することとしました。

計画の位置付け

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、奈良県障害者計画、奈良県障害福祉計画及び奈良県障害児福祉計画並びに王寺町総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。なお、王寺町では、障害児福祉計画は障害福祉計画と一体的に策定しています。



計画の期間

障害福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期障害者計画					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		

成果目標と活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域生活に定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	21人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場を年1回以上開催し、入院患者の地域移行や退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議をすすめ、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	3人	4人	5人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所との連携・協力体制のネットワークの強化に努めながら、早期整備に向けて取り組みます。また、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年4回以上行います。

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年4回以上検証、検討

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	4回以上	4回以上	4回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

目 標 値	
令和5年度における一般就労移行者数	6人(3.0倍増)
令和5年度における一般就労移行者数（就労移行支援）	3人
令和5年度における一般就労移行者数（就労継続支援A型）	2人
令和5年度における一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	5人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	該当なし



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	西和7町内で1人以上

(6) 相談支援体制の充実・強化等

西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

目 標 値			
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

目 標 値			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築			
活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年1人以上	年1人以上	年1人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回以上 (圏域)	4回以上 (圏域)	4回以上 (圏域)

障害福祉サービス等の見込み

サービス名		単位	実績		見込み			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	505	553	576	622	
			人	20	24	25	27	
		重度訪問介護	時間	110	110	110	220	
			人	1	1	1	2	
		同行援護	時間	110	159	159	191	
			人	4	5	5	6	
		行動援護	時間	34	36	45	54	
			人	4	4	5	6	
		重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	
			人	0	0	0	0	
		日中活動系サービス	生活介護	人日	1,038	1,130	1,150	1,170
				人	55	57	58	59
	自立訓練 (機能訓練)		人日	17	30	45	59	
			人	1	2	3	4	
	自立訓練 (生活訓練)		人日	33	68	90	124	
			人	5	6	8	11	
	就労移行支援		人日	65	89	106	124	
			人	4	5	6	7	
	就労継続支援 (A型)		人日	205	233	269	322	
			人	11	13	15	18	
	就労継続支援 (B型)		人日	432	499	514	529	
			人	29	33	34	35	
	就労定着支援	人	1	1	1	2		
	療養介護	人	3	3	3	3		
	短期入所	人日	14	24	29	34		
		人	2	5	6	7		
	居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	人分	12	13	13	14	
施設入所支援		人分	21	21	21	21		
自立生活援助		人分	0	1	1	1		
計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	人分	10	10	10	10		
	地域移行支援	人分	1	1	1	1		
	地域定着支援	人分	0	1	1	1		
障害児福祉サービス	児童発達支援	人日	217	269	285	300		
		人	28	34	36	38		
	医療型児童発達支援	人日	13	28	28	28		
		人	1	2	2	2		
	放課後等デイサービス	人日	325	449	523	605		
		人	42	49	57	66		
	保育所等訪問支援	人日	1	2	2	2		
		人	1	1	1	1		
	居宅訪問型児童発達支援	人	0	1	1	1		
	障害児相談支援	人	6	7	9	11		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	1	1			

地域生活支援事業の見込み

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	件/月	115	116	116	117
意思疎通支援事業	件/月	1	1	1	2
日常生活用具給付等事業	件/月	36	40	45	50
移動支援事業	時間/月	291	381	381	381
	人/月	26	35	35	35
地域活動支援センター事業	人/月	16	17	18	20
日中一時支援事業	時間/月	7	7	7	7
	人/月	1	1	1	1
生活サポート事業	件/年	0	1	1	1
更生訓練費給付事業	件/年	0	1	1	1
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	2	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	回/年	0	2	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	回/年	1	1	1	1
自発的活動支援事業	回/年	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1

計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、西和7町障害者等支援協議会等との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を町ホームページ等で公表します。

(3) 現状等を踏まえた重点課題と今後の方向性

① 児童発達支援の充実

- ・西和7町内での児童発達支援センターの整備に向けた王寺町内及び西和7町障害者等支援協議会で協議
- ・障害の早期発見及び相談支援体制を強化とライフステージを通じた切れ目のない支援

② 就労支援の充実

- ・一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援や、一般就労が困難である人への福祉的就労の充実
- ・障害者支援事業所（ライク、ぽると・ベル、ななつぼし等）との連携による障害者本人の生活全体の支援や、より一層の就労支援の推進
- ・販路拡大による工賃向上や、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注と共同受注の仕組みを活用した受注機会の拡大
- ・国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえた農福連携の取組に対する相談体制の整備、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなる環境整備の検討
- ・オリーブの収穫作業から搾油、販売に至るまでの工程において、農福連携を図れる仕組みづくりの検討や、オリーブを使った土産物や特産品による障害者就労施設等からの物品調達や受注増大
- ・町内福祉作業所のオープンカフェの運営支援

③ 「親亡き後」を見据えた地域生活の支援

- ・生活支援や自立する機会の充実や、日中通える居場所づくりの確保（地域生活活動センター、生活介護、就労継続支援等）、グループホーム（共同生活援助）等の確保
- ・社会福祉協議会やななつぼしと連携による、成年後見制度、日常生活自立支援事業等、サービス導入の必要性や同意の確認等の問題の解決に向けた取組
- ・町内事業所と連携、協力による、家族、障害者自身が将来の生活を考えていけるような啓発活動や、成年後見制度の啓発
- ・西和7町圏域で検討を進めている地域生活支援拠点の整備や、緊急時の居場所の確保、将来的な生活を検討していくための一人暮らし体験の場等を確保など、「親亡き後」を事前に考えていけるよう支援

④ 「王寺町手話言語条例」（令和2年9月17日に制定）の推進

- ・ろう者が住みやすい環境をつくるため様々な事業の検討・実施
- ・王寺町職員や宿泊施設社員等に対する研修の実施（挨拶程度の手話やろう者の文化や生活を学び対応方法等を学ぶことによるろう者に対する理解促進）
- ・学校の授業の中で手話に触れることやろう者等の話を聞く機会の設置（幼少期からろう者や手話のことを少しでも知ることによる障害に対する理解促進）

⑤ 合理的な配慮を行うための費用助成

- ・自治会館で使用する合理的配慮を行うための物品の作成、購入費用の助成
- ・自治会行事や広報等における費用助成制度の周知・利用促進

⑥ 福祉タクシー利用券対象者の拡大

- ・福祉タクシー利用券の交付対象を身体障害者手帳3級の所持者まで拡大